

令和5年1月13日

酒田市教育委員会
教育長 鈴木 和 仁 様

酒田市文化芸術推進審議会
会 長 中 川 幾 郎



酒田市文化芸術推進計画に基づく事業評価について（答申）

令和4年10月28日付け酒教社発第282号で酒田市教育委員会から諮問のありました標記の件につきまして、当審議会では審議を行った結果、意見が集約されましたので、別添のとおり答申します。

答 申 書

1 事業運営について

文化芸術関連事業について、すべての市民に等しく文化芸術にふれる機会を提供するという意味において、おおむね酒田市文化芸術推進計画（以下「計画」という。）に基づいた事業実施の前進が一定程度図られてきたことは評価できる。

今後も、この取り組みを一層強化、継続するとともに、酒田市文化芸術基本条例の基本理念が、まちづくり、産業、観光、福祉、教育等、庁内の部署を越えた全庁的な事業に浸透するように庁内連携組織の確立と体制の拡充、整備にさらに努めること。

また、事業の実施にあたっては、市民、文化芸術団体、学校、事業者等、相互の交流及び連携強化を行い、文化施設を活用しながら、生涯学習や伝統文化など郷土愛を醸成するような幅広い事業展開を全庁的に実施するよう努めること。特に、障がい者、就学前の子ども、小中学校の児童・生徒、外国人、高齢者、一人暮らしの人などを対象とした、身体的、経済的、時間的、社会関係的な格差を考慮した文化・芸術供給機会提供の強化を図るとともに、併せてそのための、障がい者施設、幼稚園、保育所、認定こども園及び小学校、中学校などとの連絡調整機能の整備、確立に努めること。

2 文化芸術活動を支える人材の育成について

将来にわたり地域に根づく文化芸術活動を推進するため、市民、文化芸術団体、事業者、教育機関、福祉機関、行政の相互調整を図り幅広い分野で活動する人材が必要である。特に、前記1に掲げる各機関、組織との間に立って調整できる人材、組織が不可欠となる。地域に根差したこれらの人材資源の確保と調整機能の確立のため、この役割を担える市民コーディネーターの発掘と育成に努めること。

3 評価等の見直しについて

文化芸術関連事業の評価指標の達成度、効果等については、行政内部による事務事業評価である、経費（コスト）評価と事業量（アウトプット）評価を、事業カード化して客体化し、事業効果の有効性に着目した政策評価を行う必要がある。この政策評価（有効性評価）は、文化芸術審議会が毎年度、責任ある外部評価機関として参画し、計画に記載された指標の妥当性の検証とともに、政策の有効性を検討・評価するものである。従ってその評価結果を次年度以降の事業展開に反映できるよう、文化芸術審議会の開催時期や評価方法についても検討を行うこと。

また、計画について、計画策定から5年が経過しているため、これまでの評価を受けて、適切な目標数値の見直しについて検討を行うこと。